

## 地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)の控除額の計算

都道府県や市区町村などの地方公共団体へ寄附した場合の税額控除は次のとおり計算されます。

1. (地方公共団体に対する寄附金-2,000円) × 10% (住民税の税率) = 基本控除  
※総所得金額等の30%が限度
  2. (地方公共団体に対する寄附金-2,000円) × (ア)～(エ)に定める割合 = 特例控除  
※住民税所得割額の20%が限度
- 1.と2.の合計が寄附金控除額となります。

(ア) 課税総所得金額を有する場合で、課税総所得金額—人的控除差調整額 $\geq$ 0であるとき

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	100分の84.895
195万円超 330万円以下	100分の79.79
330万円超 695万円以下	100分の69.58
695万円超 900万円以下	100分の66.517
900万円超 1,800万円以下	100分の56.307
1,800万円超 4,000万円以下	100分の49.16
4,000万円超	100分の44.055

(イ) 課税総所得金額を有する場合で、課税総所得金額—人的控除差調整額 $<$ 0かつ課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しないとき

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	100分の90

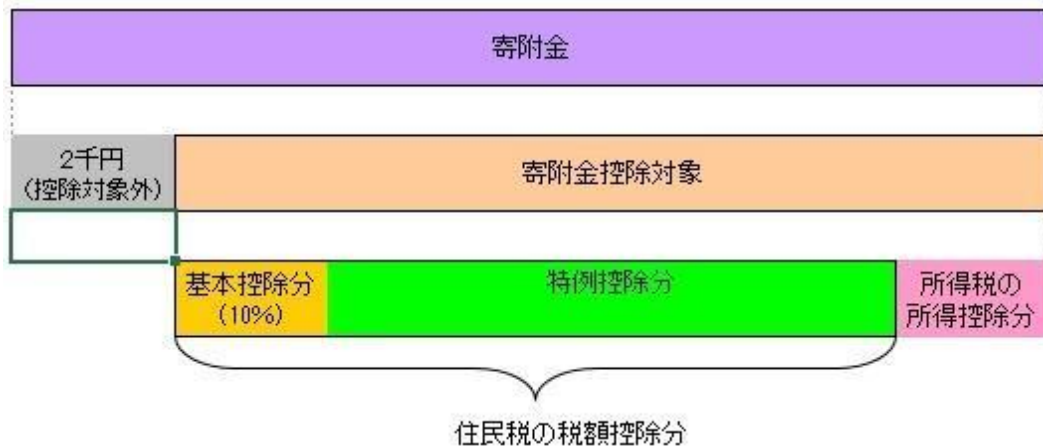
(ウ) 課税総所得金額を有する場合で、課税総所得金額—人的控除差調整額 $<$ 0であるとき、又は課税総所得金額を有しない場合で、課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき(課税山林所得金額と課税退職所得金額が両方ある場合は、それぞれに定める割合のうち低い割合)

- (1) 課税山林所得金額を有するとき  
課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、(ア)の表の区分に応じた割合
- (2) 課税退職所得金額を有するとき  
課税退職所得金額について、(ア)の表の区分に応じた割合

- (エ) 上記(イ)、(ウ)に該当する場合又は課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合で、分離課税所得を有するとき  
 (2つ以上に該当する場合は、それぞれに定める割合のうち低い割合)

所得区分	割合
課税山林所得金額	課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、(ア)の表の区分に応じた割合
課税退職所得金額	課税退職所得金額について、(ア)の表の区分に応じた割合
土地の譲渡等に係る事業所得等	100 分の 49.16
短期譲渡所得	100 分の 59.37
上場株式等に係る配当所得	100 分の 74.685
株式等に係る譲渡所得等	
先物取引に係る雑所得等	
長期譲渡所得	

### 寄附金控除のイメージ



※ワンストップ特例適用者については、所得税における控除額に代わり住民税の税額控除分に申告特例控除が加算されます。

## ふるさと納税ワンストップ特例適用者の控除額の計算

都道府県や市区町村などの地方公共団体へ寄附し、ワンストップ特例申請を行い、下記の無効要件に該当しなかった場合の税額控除は次のとおり計算されます。

1. (地方公共団体に対する寄附金-2,000 円) × 10% (住民税の税率) = 基本控除  
※総所得金額等の 30%が限度
  2. (地方公共団体に対する寄附金-2,000 円) × [90% - {所得税率 × 1.021 (復興特別所得税率)}] = 特例控除  
※住民税所得割額の 20%が限度
  3. (特例控除額) × (下表の区分に応じた割合) = 申告特例控除
- 1.と 2.と 3.の合計が寄附金控除額となります。

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0 円以上 195 万円以下	84.895 分の 5.105
195 万円超 330 万円以下	79.79 分の 10.21
330 万円超 695 万円以下	69.58 分の 20.42
695 万円超 900 万円以下	66.517 分の 23.483
900 万円超	56.307 分の 33.693

### ワンストップ特例申請が無効になる場合

次にいずれかに該当する場合はワンストップ特例申請が無効になり、基本控除、特例控除及び申請特例控除が適用されません。

- 所得税の確定申告を行った場合(賦課決定後の期限後申告を含む)
- 個人住民税の申告を行った場合(賦課決定後の期限後申告を含む)
- 寄附先の自治体数が6団体以上の場合
- 申告特例申請書の住所誤り等により、みよし市に申告特例申請書が送付されない場合

※ ワンストップ特例の適用を受けていた人が、賦課決定後にワンストップ特例申請が無効になった場合、個人住民税で税額控除していた基本控除、特例控除及び申告特例控除はなかったものとして、改めて個人住民税の再計算をすることとなり、税額変更(増額)になることがあります。